



151号 長門市役所
発行所 荒川 惣一
編集人

申告期限は3月20日まで

期限内に申告を×××

提出せぬと諸控除が7イ

市県民税

昭和37年度個人市県民税申告書の提出時期が近づきました。今年度は特に地方税法の一部改正が行われ、申告書が複雑になりました。

りましたので市税務課では次の日程により「申告のしかた」の説明会や、皆さんの部落に職員を派遣して申告の相談に応じたり、申告書のとりまとめを行いますから納税義務者は洩れなく申告書を出されますよう御協力下さい。

より3月17日より3月20日までの間に市税務課へ御足労下さい。
なお、申告書を出しなきてよい人は次の人たちです。
①昭和36年中の所得が5万円以下の人
②給与所得者であつて、給与以外の所得がない人で且給与の支払者が給与支払報告書を2月末日までに提出している場合で医療費控除、雑損控除を受

市民税申告説明会日程表

月日	時間	場所	対象部落
二月二十日	自午前二時 至午後二時	俵山小学校	小原、大津、郷、黒川、大羽山
"	自午後二時 至午後四時	温泉閣	湯町、上政、上安田、下安田、七重
二月二十一日	自午前二時 至午後二時	山小根公会堂	大峠、真木、波木
"	自午後二時 至午後四時	大寧寺	三ノ瀬、湯本、門前
二月二十二日	自午前二時 至午後二時	向陽小学校	河原、殿台、小河内、大河内
"	自午後二時 至午後四時	板持公会堂	板持全区
二月二十三日	自午前二時 至午後二時	上ノ原公会堂	境川、西深川全区
"	自午後二時 至午後四時	法蓮寺	江良、藤中、中山縁ケ丘、正明市全区
二月二十四日	自午前二時 至午後二時	仏言寺	湊全区、鉄道区
"	自午後二時 至午後四時	白方作業場	白方全区
二月二十五日	自午前二時 至午後二時	青海島小学	青海、大泊、大日比
"	自午後二時 至午後四時	仙崎小学校	仙崎全区
二月二十七日	自午前二時 至午後二時	向岸寺	通全区

ける必要のない人

県民税が改正されます

県民税、市民税の申告は三月二十日まで

△今年から県民税が改正され、税率が次のようになりま

す。これは所得税と県民税を合わせた税負担を減税したうえ

で、所得税の一部をさいて県民税に移そうというものです。県民税の税率

課税される所得が一五〇

市民税申告書受付日程表

月日	時間	場所	対象部落名
二月二十四日	二、〇〇時—二、〇〇時	藤田区长宅	大峠
二月二十五日	九、〇〇—一、〇〇〇	真木公会堂	真木
二月二十七日	九、〇〇—一、〇〇〇	山小根公会堂	波木全区、山小根、坂水
二月二十八日	九、〇〇—一、〇〇〇	俵山川の湯	上政、上安田、下安田、七重、大羽山
三月一日	九、〇〇—一、〇〇〇	俵山川の湯	湯本、黒川、郷
三月三日	九、〇〇—一、〇〇〇	木津集会所	小原、木津
三月三日	九、〇〇—一、〇〇〇	湯本温泉事務所	湯本、三ノ瀬
三月三日	九、〇〇—一、〇〇〇	湯本温泉事務所	門前
三月三日	九、〇〇—一、〇〇〇	上川西公会堂	上川西、下川西
三月四日	九、〇〇—一、〇〇〇	板持公会堂	板持全区
三月五日	九、〇〇—一、〇〇〇	向陽小学校	殿台、小河内、河原
三月六日	九、〇〇—一、〇〇〇	上ノ原公会堂	上ノ原後ケ追開作、境川
三月七日	九、〇〇—一、〇〇〇	白方作業場	白方全区
三月八日	九、〇〇—一、〇〇〇	通支所	通一、一六区
三月九日	九、〇〇—一、〇〇〇	"	七区—一六区
三月十日	九、〇〇—一、〇〇〇	"	十二区—一六区
三月十二日	九、〇〇—一、〇〇〇	中央公民館小講堂	田屋、湊一、二、三、東、鉄道
三月十三日	九、〇〇—一、〇〇〇	"	湊中央、正明市全区
三月十三日	九、〇〇—一、〇〇〇	江良、藤中、中山縁ケ丘	江良、藤中、中山縁ケ丘
三月十四日	九、〇〇—一、〇〇〇	中央公民館小講堂	上郷、下郷
三月十四日	九、〇〇—一、〇〇〇	清福寺	青海
三月十五日	九、〇〇—一、〇〇〇	西本区长宅	大日比
三月十五日	九、〇〇—一、〇〇〇	仙崎支所	仙崎支所
三月十六日	九、〇〇—一、〇〇〇	仙崎支所	仙崎支所
三月十六日	九、〇〇—一、〇〇〇	仙崎支所	仙崎支所

△給与所得者で給与以外の所得がない人や市の条例で申告書を出さなくてもよいと決められていた人を除いては、追つて指定日に申告出来な

い方は、市税務課職員不在に